

徳島県産業廃棄物処理指導要綱（以下「指導要綱」という。）第23条第1項第4号の規定に基づき、その他知事が別に定める要件を満たす場合を次のように定め、令和6年9月1日から適用する。

県外産業廃棄物の事前協議における「その他知事が別に定める要件を満たす場合」

（知事が定める要件）

第1条 指導要綱第23条第1項第4号で知事が別に定める要件は、徳島県優良産業廃棄物処理業者認定制度実施要綱第3条の規定により同要綱別表1に定める第3区分に認定されている産業廃棄物処理業者（以下「第3区分処理業者」という。）から、次条第1項又は第2項による協議書の提出があった場合とする。

（事前協議の特例）

第2条 第3区分処理業者は、排出元となる都道府県の区域ごとに、1年間を上限として、当該第3区分処理業者が有する廃棄物処理施設の能力等を勘案し、処理する産業廃棄物の予定数量を定めて、県外産業廃棄物の持込みに関する事前協議書を知事に提出し、協議するものとする。

2 第3区分処理業者は、指導要綱第23条第1項第1号から第3号までの規定にかかわらず、県の区域内において県外産業廃棄物のリサイクルが適切に行われる場合にも、個別に契約内容等がわかる書面を添付し、前項の規定の例により、協議するものとする。

3 第3区分処理業者は、前2項の規定により協議する場合は、協議書（別紙様式1）を使用するものとする。ただし、この場合は、指導要綱第23条第1項但し書きで定める協議書（様式第14号）を使用することを妨げない。

（知事の承認の特例）

第3条 知事は、前条の協議書の審査を行い、県外産業廃棄物の処理が適正に行われると認められる場合には、承認を与えるものとする。

2 知事は、前項の承認をしたときは、指導要綱第23条第5項の規定にかかわらず、承認書（別紙様式2）を交付するものとする。

（再協議の特例）

第4条 知事は、前条による承認書を交付した後においても、第3区分処理業者において県外産業廃棄物の処理が協議内容に沿って適正に実施されないと認めるときは、第3区分処理業者に対して新たに事前協議書の提出を求め、再協議を行わせることができる。

（事後報告）

第5条 第3区分処理業者は、第3条第1項の規定により承認を受けた場合は、承認期間の終了後、県外産業廃棄物の処理実績の概要を記載した報告書（別紙様式3）を知事に提出するものとする。

別紙様式 1（第 2 条関係）

県外産業廃棄物の持込みに関する事前協議書（第 3 区分処理業者）

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

住 所
氏 名
（法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）
電話番号

次のとおり関係書類を添えて協議します。

排 出 元	持込元の都道府県名	
	持込みを協議する期間	
	排出事業の概要	
廃 棄 物 の 処 分 内 容	産業廃棄物の種類及び数量	
	処分（保管）方法	
	処理（保管）施設の能力	
	処分（保管）の上限	
受 託 内 訳	（予定）収集運搬業者の 住所・氏名・許可内容	
	処分業者の住所・氏名・許可 内容	
そ の 他	持込みを必要とする理由	
添 付 書 類	(1) 廃棄物の排出工程フローシート (2) 処理（保管）施設の稼働状況（処理（保管）能力の余力） (3) 委託契約書の写し又は受託業者の許可証の写し (4) その他必要と認める書類	

別紙様式2 (第3条関係)

第 号
年 月 日

殿

徳島県知事 印

県外産業廃棄物の持込みについて (通知)

年 月 日付けで協議のありましたこのことについては、次のとおり承認します。

持込元都道府県名	
承認する期間	
産業廃棄物の種類及び数量	
処分(保管)方法	
処分(保管)の上限	
処分業者	
その他の承認の条件	

別紙様式3 (第5条関係)

年 月 日

徳島県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

電話番号

年 月 日付けで承認を受けたこのことについて、次のとおり
報告します。

排出事業者の名称・所在地		
排出事業場の所在地		
産業廃棄物の種類		
処 理 量		
処分（保管）期間		
収集運搬業者		
処分業者		
持ち込み理由		
計		

(備考) 持ち込み理由は、次の区分で記載する。

- ① 排出場所の都道府県では、その産業廃棄物を処理することが困難
- ② 県内の処理業者が、特殊な処理技術又は処理施設を有する
- ③ 県内の処理業者が、他の都道府県において産業廃棄物を排出
- ④ 第3区分処理業者が適切にリサイクル (③に該当するものを除く。)